

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本指第150号  
平成29年2月24日  
宮城県警察本部長

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限に係る処分量定の細目基準及び事務処理要領の制定について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条の2第2項の規定による車両の使用制限については、「道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令に係る処分上の留意事項及び処分量定の細目基準並びに事務処理要領の改正について（通達）」（平成20年4月1日付け宮本交企第594号。以下「旧通達」という。）によって運用してきたところであるが、所管事務の見直し等により、この度、別添のとおり道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限に係る処分量定の細目基準及び事務処理要領を制定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、旧通達は廃止する。

記

- 1 旧通達からの改正
  - (1) 事務処理要領について整備した。
  - (2) その他文言の整理等所要の整備を行った。
- 2 施行期日  
平成29年3月12日

## 別添

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限に係る処分量定の細目基準及び事務処理要領

### 第1 趣旨

この細目基準及び事務処理要領（以下「細目基準等」という。）は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条の2第2項及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第26条の8の規定による車両の使用制限を行う場合における処分量定の細目基準及び事務処理要領を定めるものとする。

### 第2 用語の意義等

#### 1 用語の意義

この細目基準等において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

##### (1) 車両の使用者

車両を使用する権原を有し、その運行を支配し、管理する者をいう。ただし、法人の車両については、当該法人を車両の使用者とする。

##### (2) 基準日

法第51条の4第4項の規定により宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が車両の使用者に対し放置違反金納付命令（以下「納付命令」という。）をした場合において、当該納付命令に係る標章が当該車両に取り付けられた日をいう。

##### (3) 使用制限命令

法第75条の2第2項の規定に基づき、公安委員会が車両の使用者に対して当該車両を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

##### (4) 基準本拠

基準日における車両の使用の本拠をいう。

##### (5) 前歴の回数

令第26条の8の表1備考の前歴の回数をいう。

#### 2 前歴の回数の計算

(1) 前歴の回数は、基準日前1年以内に車両の使用者が法第75条第2項（同条第1項第7号に掲げる行為に係る部分に限る。）又は法第75条の2第2項の規定による公安委員会の命令（以下「命令」という。）を受けた回数を計算すること。この場合において、命令を受けた回数とは、当該命令に係る運転禁止期間の開始の日の回数であり、基準日前1年に当たる日において既に運転禁止期間が開始している場合は、前歴の回数として計算しない。

(2) 前歴の回数を計算する車両は、基準日前1年以内に車両の使用者が基準本拠を使用の本拠として使用している、又は使用していた車両とする。

- (3) 基準日の時点で、車両の使用者が基準本拠以外を使用の本拠としていた車両又は使用していない車両については、基準日前1年以内に当該車両の使用者が基準本拠において使用している間に命令を受けた場合に当該命令を前歴の回数に含めて計算する。

### 3 納付命令の回数の計算

- (1) 納付命令の回数は、基準日前6月以内に車両の使用者に放置違反金納付命令書以下「納付命令書」という。)が送達された回数を計算すること。この場合において、納付命令書の送達を公示送達により行ったときは、納付命令書の掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに送達があったものとみなされるので、基準日から起算して前7日目に当たる日以降に発出された納付命令については、回数の通算の対象から除外する。
- (2) 仮納付があった場合の公示による納付命令は、掲示を始めた日から起算して3日を経過した日に効力を生ずるものとされているが、基準日から起算して前7日目に当たる日以降に掲示を始めた納付命令については、公示送達による納付命令書の送達を行った場合との均衡を考慮し、回数の通算の対象から除外する。

## 第3 処分量定の細目基準

### 1 処分量定の基準

令第26条の8に規定する車両の使用の制限の基準に該当することとなった車両の使用者に対する処分期間の具体的な量定は、公安委員会が行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項の規定に基づき定めた処分量定の基準による。

### 2 処分の加重等

処分の加重、軽減又は免除の可否は、前記1の処分期間の範囲内で、次に掲げる基準により行うものとする。

#### (1) 処分の加重

車両の使用者が放置駐車違反の下命、容認若しくはこれらに準じる行為又は放置駐車違反を誘発するような行為をしたと認められる場合は、その悪性に照らして、相当な範囲で処分期間を加重することができる。

#### (2) 処分の軽減

次に掲げるいずれかに該当する場合で、車両の使用者の運行管理の改善が期待できるときは、処分期間の2分の1を超えない範囲で当該処分期間を軽減することができる。

ア 処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生じるおそれがあると認められる場合

イ 前歴及び免除歴（基準日前1年以内に基準本拠を使用の本拠とする車両について、使用制限命令の基準（以下「使用制限基準」という。）に達したにもかかわらず、(3)の適用により処分を免除されたことをいう。以下同じ。）がなく、かつ、車両の使用者の使用する自動車の台数が少ないため、事業活

- 動等に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合
- ウ その他情状酌量すべき事情があると認められる場合

(3) 処分の免除

次に掲げるいずれにも該当する場合は、処分を免除することができる。

ア 前歴及び免除歴がない場合

イ 基準日前6月以内に受けた納付命令の回数が3回で、かつ、処分を決定しようとする時点において、全ての納付命令について、放置違反金の滞納がない場合

ウ 車両の使用者が具体的な再発防止策を提示している場合等、放置駐車違反を防止するための運行管理の顕著な改善が十分に期待できる場合

3 処分の加重等の留意事項

車両の使用者に対する当該処分の加重、軽減又は免除の判断を行う場合にあっては、車両を使用させることの危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で判断すること。特に、処分の免除の判断は慎重に行うほか、同一条件にある被処分者に対して不公平な取扱いとならないように配慮すること。

第4 事務処理要領

1 基準該当車通報等の受理

交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は、使用制限基準に該当する車両（以下「基準該当車」という。）及び納付命令の取消しによる基準該当車からの除外に関する警察庁からの通報を、宮城県警察放置駐車管理システム（以下「システム」という。）により受理するものとする。

2 使用制限基準該当性の確認

(1) 納付命令書等による確認

交通指導課長は、納付命令書、車両の使用制限書（宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）様式第23号。以下「使用制限書」という。）の写し等を取り寄せ、使用制限基準に該当しているか否かを確認するものとする。

(2) 基準該当車の現状確認

交通指導課長は、基準該当車の使用者、使用の本拠の位置等の変更の有無について、自動車登録ファイル等で確認するものとする。

3 車両使用制限命令事案報告書の作成

(1) 交通指導課長は、基準該当車であると確認し、さらに、宮城県内に使用の本拠があると確認した場合は、使用制限命令の手続を行うため、車両使用制限命令事案報告書（別記様式第1号）を作成し、公安委員会に報告するものとする。

なお、使用の本拠が他の都道府県に移転している場合は、当該都道府県警察に事案を移送するものとする。

(2) 前記(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、使用制限命令の手続を行わないものとする。

- ア 基準該当車が滅失している場合
  - イ 基準該当車の使用者が変更されている場合
- 4 処分量定
- 交通指導課長は、前記第3に規定する基準に基づき審査し、処分の量定を行うものとする。
- 5 東北運輸局長からの意見聴取
- 交通指導課長は、使用制限命令を行う場合において、当該使用制限命令に係る車両の使用者が自動車運送事業者等（道路運送法（昭和26年法律第183号）で定める自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）で定める第二種貨物利用運送事業を営業者をいう。）であるときは、車両の使用制限命令に関する意見照会書（別記様式第2号）により、宮城運輸支局を經由して東北運輸局長の意見を聴取するものとする。
- 6 聴聞手続
- 聴聞は、法第75条の2第3項において準用する法第75条第5項から第8項までの規定並びに行政手続法及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等規則」という。）の定めるところによるほか、次によるものとする。
- (1) 聴聞の主宰者
- 聴聞の主宰者は、警部以上の階級にある警察官の中から交通部長が選考した者とし、公安委員会の指名を受けるものとする。
- (2) 聴聞の通知、公示等
- ア 聴聞等規則第8条の聴聞通知書（以下「聴聞通知書」という。）の発出に当たっては、使用制限命令の基礎となる納付命令の原因となった違反について、違反行為をした運転者が反則告知又は交通切符による検挙を受けていないかどうかを確認の上、反則告知等を受けている場合には、聴聞通知書の発出並びに聴聞の期日及び場所の公示を保留し、納付命令について確認後に措置すること。
  - イ 交通指導課長は、聴聞通知書を送付し、又は交付したときは、受領書（別記様式第3号）を徴すること。
  - ウ 聴聞の期日及び場所の公示は、別記様式第4号により行うこと。  
なお、使用制限命令を受ける対象となる車両の使用者の所在が判明しない場合において、聴聞の通知を行政手続法第15条第3項に規定する方法によって行うときは、当該通知を公示と兼ねて行うこと。この場合において、当該公示は、別記様式第5号により行うものとする。
- 7 処分決定
- (1) 処分要件の再確認
- 交通指導課長は、前記第3の処分量定について公安委員会の決定を受ける場合は、その前日までに、当該処分の基礎となった納付命令が取り消されていない

いかどうかを再度確認するものとする。

なお、処分の決定後に、当該処分の基礎となった納付命令が法第51条の4第16項の規定により取り消された場合でも、使用制限命令の効力に影響はない。

(2) 聴聞後に使用の本拠の位置が他の都道府県に移転された場合の取扱い

交通指導課長は、聴聞後、処分の決定前に、当該処分の対象となる車両（以下「処分対象車両」という。）の使用の本拠の位置が他の都道府県に移転された場合は、当該都道府県警察に対して、車両使用制限命令事案報告書の写し、処分量定に関する意見について記載した書類その他関係書類とともに事案を送付するものとする。

8 処分執行

(1) 処分執行者

処分の執行は、交通指導課長又は交通指導課長から依頼を受けた処分対象車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長が行うものとする。

(2) 処分執行要領

ア 交通指導課長は、公安委員会が処分を決定した事案について、使用制限書を作成するものとする。

なお、使用制限命令自体は非要式行為であるから、使用制限命令の効力については、使用制限書の受領の有無は影響しない。

イ 交通指導課長が警察署長に処分執行の依頼を行う場合は、処分対象車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に対して、使用制限書及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第9条の15の標章（以下「運転禁止標章」という。）を送付するものとする。

ウ 交通指導課長又は使用制限書及び運転禁止標章の送付を受けた警察署長は、被処分者に対して、使用制限書を交付するとともに、処分対象車両の前面の見やすい箇所に運転禁止標章を貼り付けるものとする。

エ 処分を執行した交通指導課長又は警察署長は、車両使用制限処分執行報告書（別記様式第6号又は別記様式第7号）を作成し、公安委員会に報告するものとする。

オ 交通指導課長は、処分の決定後から処分の執行までの間に、処分対象車両の使用の本拠の位置が他の都道府県警察の管轄区域内に変更された場合は、当該都道府県の公安委員会に対し、車両使用制限処分執行依頼書（別記様式第8号）に使用制限書、運転禁止標章その他関係書類を添付して送付し、処分の執行を依頼するものとする。

カ 交通指導課長は、他の都道府県の公安委員会から処分の執行依頼を受けた場合には、速やかに処分を執行するとともに、その結果を、前記エに準じて、当該都道府県の公安委員会に報告するものとする。

キ 処分を執行した事案の関係書類は、処分年月日順に整理し、当該処分を執

行した交通部交通指導課又は警察署において処分執行の日から3年間保存すること。

なお、処分の決定後、被処分者が所在不明等のために処分が未執行となっている事案については、処分決定の順に整理保管すること。

### (3) 処分執行時の留意事項

#### ア 被処分者等の立会い

処分の執行は、被処分者又はこれに代わるべき代理人（以下「被処分者等」という。）の立会いを得て行うことを原則とする。

なお、被処分者が法人の場合は、必ずしも法人の代表者を立ち合わせることを要しないが、処分対象車両の属する営業所の長等処分対象車両の運行について責任を有する者を立ち合わせること。

#### イ 被処分者等が立会い等を拒否する場合の取扱い

被処分者等が、処分の執行への立会いを拒否し、使用制限書の受領を拒否するなどの場合は、極力、被処分者等を説得して処分を執行するものとし、被処分者等があくまでも処分の執行に応じない場合は、使用制限書を被処分者の自宅郵便受けに投函するなど、社会通念上、使用制限書が被処分者の支配下に入ったと認められる状態にした上で、処分対象車両に運転禁止標章を貼り付け、処分を執行するものとする。

この場合において、次の事項に留意すること。

- (ア) 処分対象車両が被処分者の自宅駐車場等車両の運行を制限しても違法かつ迷惑にならない場所に所在している時に、処分を執行すること。
- (イ) 車両に運転禁止標章を貼り付ける場合は、被処分者に対しその旨を口頭で告げること。
- (ウ) 使用制限期間中に当該車両を運転し、又は運転禁止標章を取り除いた場合は、被処分者に対しそれぞれの罰則により処罰の対象となることを口頭で告げること。
- (エ) 処分を執行した状況については、確実に記録しておくこと。

### 9 運転禁止標章の除去

運転禁止標章の除去申請の受理及び除去に関する事務については、処分を執行した交通指導課長又は警察署長が行い、除去した運転禁止標章は、関係書類とともに保管するものとする。

なお、交通指導課長又は警察署長は、運転禁止標章の除去申請が行われた場合においては、提出された標章除去申請書（施行規則別記様式第5の4）及び添付書類を審査し、申請者が申請に係る車両の使用について権原を有する者であり、かつ、当該車両を被処分者に使用させることがないことを確認した場合に、当該標章を除去するものとする。

### 10 処分についての警察庁への報告

交通指導課長は、処分が決定され、又は処分が執行されたときは、処分内容等

をシステムにより警察庁に報告するものとする。

## 1.1 処分執行時の措置等

### (1) 処分執行時の措置

処分を執行する際には、運転禁止標章の貼付状況及び処分対象車両の走行距離計の走行距離数を写真撮影等により記録し、必要に応じて、処分期間中及び処分期間終了時に運転禁止標章の貼付状況及び走行距離数に変化がないかどうか確認すること。

### (2) 命令違反事件の積極的な検挙

処分対象車両の処分期間中走行が現認された場合において、処分執行時と比較して走行距離数に変化がみられる場合等の命令違反に該当するときは、現行犯逮捕等の措置も含め、積極的に捜査し、検挙の措置を講じること。

なお、命令違反の主体となるのは、被処分者である車両の使用者であるが、法第123条の規定により、当該車両の使用者の代理人、使用人その他の従業員が、当該車両の使用者の業務に関して処分対象車両を運転し、又は運転させた場合は、その行為者も処罰対象となることに留意すること。

### (3) 処分期間終了時の運転禁止標章の取除き

処分を執行する際に処分対象車両に貼り付けた運転禁止標章は、処分期間終了時に、処分を執行した交通指導課長又は警察署長が、担当職員に取り除かせることを原則とし、除去した運転禁止標章は、関係書類とともに保管すること。ただし、被処分者が十分に反省していると認められ、処分期間終了後に被処分者自身に運転禁止標章を取り除かせても、当該被処分者が命令を遵守すると見込まれる場合は、当該被処分者自身に運転禁止標章を取り除かせることとしても差し支えないものとする。この場合において、交通指導課長又は警察署長は、被処分者から除去した当該運転禁止標章の提出を受け、関係書類とともに保管すること。

なお、処分期間終了前に運転禁止標章が破損され、又は取り除かれた場合は、法第75条の2第3項において準用する法第75条第11項違反として捜査し、検挙の措置を講じること。



宮本指第 号

## 車両使用制限命令事案報告書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

宮城県警察本部交通部交通指導課長

次の者は、道路交通法第75条の2第2項に規定に基づく処分事案に該当すると認められるので報告する。

使用者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
使用者の住所	
車両の番号標の番号	
事案の内容 〔当該使用制限基準に該当することとなった放置違反金納付命令・使用制限歴の状況を記載〕	

処 理 結 果				
使用制限該当 等通報年月日	該当通報	年 月 日		
	中止通報	年 月 日		
放置違反金納付命令書・ 使用制限命令書の確認				
該当車両・使用者等 の現状確認				
処分量定	日間	免除	年 月 日	
運輸支局の意見	照会書発出	年 月 日		
	照会先			
	意見			
聴聞の主宰者	所属	階級等	氏名	
放置違反金納付命令 取消事由の確認①	確認日	年 月 日	取消事由の有無	有・無
	告知等 内容	年 月 日	反則金納付確認	有・無
聴聞通知年月日	年 月 日 (発出した日)			
聴聞公示年月日	年 月 日 (掲示した日)			
代理人・参加人・ 補佐人の出頭等				
聴聞期日・ 場所変更				
文書閲覧請求				
聴聞期日	年 月 日			
聴聞出席者				
陳述書及び証拠書 類等の提出・還付				
聴聞続行・再開				
聴聞調書等 閲覧請求				
放置違反金納付命令 取消事由の確認②	確認日	年 月 日	取消事由の有無	有・無
	告知等 内容	年 月 日	反則金納付確認	有・無
処分決定年月日	年 月 日			
決定日数	日間			
処分執行年月日	年 月 日			
運転禁止期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
処分執行者	所属	階級等	氏名	
使用制限命 令違反等				
処分執行依頼	依頼日	年 月 日		
	依頼先			
標章除去申請 備考				

宮公委第 号

車両の使用制限命令に関する意見照会書

年 月 日

東北運輸局長 殿

宮城県公安委員会 印

次のとおり、道路交通法第75条の2第2項の規定に基づき、車両の使用制限命令を行う予定であるので、意見があれば、年 月 日までに、文書をもって回答願います。

なお、期日までに回答がない場合には、意見がないものとして取り扱います。

記

1 対象者  
事業所名

所在地

代表者氏名

2 処分理由等  
別紙のとおり。

取扱者の氏名及び電話番号	
--------------	--

別紙

処分の理由		
処分の年月日(予定)	年 月 日	
処分の期間(予定)	日 間	
処分に係る車両	登録(車両)番号	
	使用の種別	
その他参考事項		

受 領 書

年 月 日付け 第 号

による「車両の使用制限命令に関する聴聞通知書」1通を確かに受領いたしました。

年 月 日

住 所

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

印

出席の有無 有 ・ 無

宮 城 県 公 安 委 員 会 殿

別記様式第4号

宮城県公安委員会告示第 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を行うので、同法第75条の2第3項において準用する同法第75条第5項の規定に基づき、次のとおり公示する。

年 月 日

宮城県公安委員会

1 聴聞の期日 年 月 日 時 分開始

2 聴聞の場所

3 当事者 住所  
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

別記様式第5号

宮城県公安委員会告示第 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を行うので、同法第75条の2第3項において準用する同法第75条第5項の規定に基づき、次のとおり公示する。当事者の所在が不明のため行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第3項の規定により当事者に対する通知は、この公示をもって代える。

年 月 日

宮城県公安委員会

1 聴聞の期日 年 月 日 時 分開始

2 聴聞の場所

3 当事者 住所  
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

5 その他

聴聞に関する事項を記載した書面は、当事者から請求があればいつでもこれを交付する。

宮 第 号

# 車両使用制限処分執行報告書

年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 会 殿

宮城県警察本部交通部交通指導課長

車両の使用制限書の交付日時	年 月 日 時 分
同上交付場所	
被交付者の住所、氏名	
標章を貼付した車両の番号標の番号	
処分執行した警察職員の官職氏名	
備 考 〔 処分執行の際における特異動向等について記入する。 〕	

宮 第 号

# 車両使用制限処分執行報告書

年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 会 殿

警 察 署 長

車両の使用制限書の交付日時	年 月 日 時 分
同上交付場所	
被交付者の住所、氏名	
標章を貼付した車両の番号標の番号	
処分執行した警察職員の官職氏名	
備 考 〔 処分執行の際における特異動向等について記入する。 〕	

宮公委第 号

## 車両使用制限処分執行依頼書

年 月 日

公安委員会 殿

宮城県公安委員会 印

次の者に対する車両の使用制限命令に関する処分の執行を依頼します。

使用制限書番号		第 号
被 処 分 者	車両の使用者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所	
	車両の番号標の番号	
執行依頼の理由		
添付資料		<input type="checkbox"/> 使用制限書 通 <input type="checkbox"/> 標 章 通 <input type="checkbox"/> その他（ ）